労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

岩手労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、岩手県最低賃金（昭和55年岩手労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成26年９月４日

岩手労働局長　弓　　信幸

第４号中「１時間665円」を「１時間678円」に改める。

福島労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、福島県最低賃金（昭和55年福島労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成26年９月４日

福島労働局長　引地　睦夫

第４号中「１時間675円」を「１時間689円」に改める。

茨城労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、茨城県最低賃金（昭和55年茨城労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成26年９月４日

茨城労働局長　中屋敷勝也

第４号中「１時間713円」を「１時間729円」に改める。

新潟労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、新潟県最低賃金（昭和55年新潟労働基準局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成26年９月４日

新潟労働局長　梅澤　眞一

第４号中「１時間701円」を「１時間715円」に改める。

福井労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、福井県最低賃金（昭和55年福井労働基準局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成26年９月４日

福井労働局長　加藤　滋穂

第４号中「１時間701円」を「１時間716円」に改める。

佐賀労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、佐賀県最低賃金（昭和55年佐賀労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成26年９月４日

佐賀労働局長　田窪　丈明

第４号中「１時間664円」を「１時間678円」に改める。

大分労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、大分県最低賃金（昭和55年大分労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成26年９月４日

大分労働局長　浅田　和哉

第４号中「１時間664円」を「１時間677円」に改める。

船員の特定最低賃金の改正の決定に関し、関係船員及び関係使用者の意見聴取に関する公示

北陸信越地方交通審議会は、北陸信越内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成15年北陸信越運輸局最低賃金公示第２号）、北陸信越海上旅客運送業最低賃金（平成15年北陸信越運輸局最低賃金公示第３号）、北陸信越漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年北陸信越運輸局最低賃金公示第４号）及び北陸信越漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年北陸信越運輸局最低賃金公示第５号）の改正の決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第37条第３項において準用する同法第25条第５項の規定により、本事案について関係船員及び関係使用者の意見を聴くので、意見を述べようとする者は、意見を記載した書面（様式任意）に意見提出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して、本日から15日以内に北陸信越運輸局海事部船員労政課「郵便番号950―8537新潟県新潟市中央区美咲町一丁目２番１号」あて提出されたい。

１　事案の要旨　最低賃金法第35条第７項の規定に基づく、下記３に掲げる船舶所有者に使用されている船員であって、下記３に掲げる船舶に乗り組む者に係る特定最低賃金の改正の決定について

２　適用する地域　北陸信越運輸局の管轄区域

３　適用する使用者

⑴　国内各港間のみを航海する船員法（昭和22年法律第100号）第１条に規定する船舶のうち次の各号に掲げるもの（漁船、海上旅客運送業又はサルベージ業に従事する船舶を除く。）の船舶所有者であって、前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者（船員法第５条の規定に基づき船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

①　平水区域を航行区域とする鋼船

②　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の鋼船

③　木船

⑵　旅客運送の用に供する船員法第１条に規定する船舶のうち次の各号に掲げるものの船舶所有者であって、前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者（船員法第５条の規定に基づき船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

①　平水区域を航行区域とする船舶

②　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の船舶

③　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン以上の船舶で、その航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力で２時間以内に往復できる区域に限定されているもの

⑶　前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する船員法第１条に規定する船舶の所有者（船員法第５条の規定に基づき船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）のうち、次に掲げる漁業の用に供する漁船の船舶所有者

①　沖合底びき網漁業（漁業法第52条第１項の指定漁業を定める政令（昭和38年政令第６号）第１項第１号に掲げる漁業をいう。）

②　大中型まき網漁業（漁業法第52条第１項の指定漁業を定める政令第１項第４号に掲げる漁業をいう。）

平成26年９月４日

北陸信越地方交通審議会会長　松澤　俊雄

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとして指定の公告

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第五項の規定に基づき、次の地図及び簿冊を同条第二項の規定により認証された国土調査の成果と同一の効果があるものとして平成二十六年八月二十二日付けで指定したので、国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）第十九条の規定に基づき公告する。

平成二十六年九月四日

国土交通大臣　太田　昭宏

測量及び調査を行った者の名称	地図及び簿冊の名称	測量及び調査を行った地域
独立行政法人都市再生機構	福間駅東地区確定測量図及び調査簿	福岡県福津市日蔭野一丁目～六丁目
独立行政法人都市再生機構	葛城地区確定測量図及び調査簿	茨城県つくば市大字遠東、西平塚、面野井、東平塚、西下大橋、平塚根崎の各一部
独立行政法人都市再生機構	業南玉垣・白子地区土地区画整理事業確定測量図及び調査簿	三重県鈴鹿市南玉垣町の字東鼻野、東の丘七岸丁目の一部、全西花垣町の字南玉垣町の一部
名古屋市	地籍図根多角点網図、図根多角点成果簿	愛知県名古屋市中川区の一部（官民境界先行調査10市）